

ひたちなか市議会総務生活委員会

令和5年3月24日（金） 午前10時開議
議事堂全員協議会室

【付議事件】

1 議案

- 議案第34号 ひたちなか市部設置条例の一部を改正する条例制定について
議案第36号 勤務時間の変更に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について
議案第37号 ひたちなか市職員の給与に関する条例及びひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第38号 ひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第41号 ひたちなか市基金条例の一部を改正する条例制定について

2 請願・陳情

- 請願第35号 「安保関連3文書」の閣議決定の撤回を求める意見書提出を求めることについて
陳情第36号 市報ひたちなか及び防災マップの全世帯配布を求めることについて

○出席委員 8名

総務生活委員会	鈴木道生	委員長
	深谷寿一	副委員長
	萩原隆行	委員
	宇田貴子	委員
	大内健寿	委員
	加藤恭子	委員
	薄井宏安	委員
	井坂章	委員

○欠席委員 0名

○委員外議員 0名

○説明のため出席した者

総務部	小 倉 健	総務部長
	川 崎 佳 久	総務部参事兼人事課長
	西 野 浩 文	総務課長
	鈴 木 寿 和	総務課長補佐兼文書法制係長
	白 田 佳 宏	人事課長補佐兼係長
	磯 崎 直 美	人事課行政改革推進室長
企画部	森 山 雄 彦	企画部長
	井 上 亨	企画部参事
	松 本 竜 宝	企画部参事兼企画調整課長
	丸 岡 貴 典	企画調整課長補佐兼マーケティング推進室長
	斉 藤 新	市長公室長兼広報広聴課長
	小田倉 淳	広報広聴課係長
市民生活部	白 土 光 伸	市民生活部長
	梅 原 忠	市民生活部参事兼市民活動課長
	布 施 孝 行	市民活動課係長
	鈴 木 健 嗣	生活安全課長

○事務局職員出席者

議会事務局	鯉 沼 光 人	次長補佐
	佐 藤 ゆかり	主幹

総務生活委員会

令和5年3月24日（金）

午前9時59分 開会

○鈴木（道）委員長 では、これより総務生活委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案5件、請願1件、陳情1件、以上7件です。

審査の進め方については、最初に議案を審査した後、請願、陳情の審査を行います。

以上のように委員会を進めてまいりたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 では、異議なしと認め、そのように進めてまいります。

最初に、議案第34号 ひたちなか市部設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。小倉総務部長。

○小倉総務部長 それでは、議案第34号 ひたちなか市部設置条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。着座にて失礼します。

議案書のほうは必要箇所の条例改正案が機械的に表示されておまして、若干分かりづらいかと思しますので、別途説明資料を用意させていただいております。説明資料のほうをご覧くださいと思います。

1 ページです。

1の改正理由ですが、令和5年4月のこども家庭庁の設置に合わせまして、子どもや子育てに関する支援体制を強化するため、福祉部を分割して子ども部を設置いたします。これに伴いまして、子ども部の分掌事務を規定するとともに、福祉部の名称を保健福祉部と改め、所管事務の明確化を図ろうとするものです。

2、改正の概要です。子ども部を新設し、福祉部の名称を保健福祉部に変更いたします。また、子ども部の分掌事務について、子育て支援に関すること、母子保健に関すること、児童福祉に関することと規定をいたします。

3、施行日は令和5年4月1日です。

ここまでが条例改正事項でありまして、関連する事項として、規則以下で改正する事柄を参考にお示ししております。

（1）子ども未来課の設置につきましては、子どもや家庭の抱える複合的な課題を包括的に支援するため、子ども未来課を新設し、家庭児童相談室を子ども未来課に置きます。

（2）保育所・幼稚園事務の一元化につきましては、教育委員会で所管しておりました公立幼稚園に関する事務を子ども部の幼児保育課に移管します。保育所・幼稚園に関する窓口の一元化を図り、どちらの利用者であっても幼児保育課において各種手続や相談ができるようになります。

2 ページ目の新旧対照表をご覧ください。

右側の令和5年度新組織をご覧くださいまして、保健福祉部は国保年金課以下7課体制となります。新設する子ども部は、子ども政策課、子ども未来課、幼児保育課の3課体制となります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○鈴木（道）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。深谷委員。

○深谷委員 今回の組織図等、これまでも説明を受けて、職員の人員的などところ、詳細ではないですけど、ボリューム的にどのぐらいということがもし分かればお聞きしたいなというふうに思います。

○鈴木（道）委員長 磯崎人事課行政改革推進室長。

○磯崎人事課行政改革推進室長 ただいまのご質問にお答えいたします。

詳細に何人というのはちょっとこちらのほうで手持ちで持っていないんですけども、大体のところでは申し上げますと、現在、福祉部全体で214人の人員がおります。こちらを分割いたしまして、子ども部のほうが、保育所の保育士もおりますのでそれなりの人数おりますけれども、約80人程度を予定しております。

○鈴木（道）委員長 深谷委員。

○深谷委員 ありがとうございます。もし詳細のほう分かれば当委員会に提出していただきたいなと思いますので、委員長のお計らいをよろしくお願ひします。

○鈴木（道）委員長 では、ただいま深谷委員より資料の提出の希望がありましたが、これは委員会全体としてでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 それでは、委員会として資料の提出を求めますので、後ほどで結構ですので、いただけますようお願いいたします。

ほかに質疑ありますか。大内（健）委員。

○大内（健）委員 子ども未来課に家庭児童相談室を置くという形になりますが、現状の家庭相談室の状況といいますか、家庭児童相談室がどれくらいの年間相談数があつて、どれくらい増加傾向にある状況なのかどうか、そういった詳細をご答弁お願いします。

○鈴木（道）委員長 磯崎人事課行政改革推進室長。

○磯崎人事課行政改革推進室長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

家庭児童相談室の詳細につきましては、ちょっと私どもとしてもこちらに資料は持っていないところなのでございますが、家庭児童相談室の担当職員から伺いましたところでは、件数の増加とともに内容のほう年々複雑化しているということで、なかなかほかの福祉部各所との連携を取りながらやっていくということがちょっと困難性があるというふうなお話は伺っております。

○鈴木（道）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 確かに児童相談の内容が複雑化している状況だと思います。この子ども未来課を設置する主な決定的な理由といいますか、決断した背景には、やはりそういった複雑な相談件数、またもろもろの状況があるのかどうか、そこら辺のご答弁もお願いします。

○鈴木（道）委員長 磯崎人事課行政改革推進室長。

○磯崎人事課行政改革推進室長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

子ども未来課を設置することになりました理由といたしましては、例えば先ほど申し上げましたように、子どもに関する問題あるいは課題というものが複雑化していることも一つでございますけれども、家庭児童相談室が把握できないような、ちょっと困難に陥ってしまっているけど声がちょっと出せないというような家庭を少しでもすくい上げたいというのが一つございます。

具体的には、今度の子ども未来課のほうには母子保健というものが一緒に課の中に入っておりますが、こちらの母子保健、今やっております新生児の訪問、あるいは赤ちゃん、3歳や1歳半ですかね、健診というものを所管しております。この健診は市内で生まれました全ての子どもが対象になっておりまして、この健診のときに、保健師が見て、お母さんは何も言っていないけど、ちょっとお子さんに何かあるんじゃないか、そういうふうに気づいたところをすぐに家庭児童相談室あるいはほかの部署のほうにつないで、切れ目なく支援できるようにしたいというような部分が大体大きなところとなっております。

○鈴木（道）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 ありがとうございます。今ご説明いただいたように、複雑化する相談内容を踏まえて、こういった専門的な職員の配置、今ご説明あったように保健師の配置等の説明がありました。カウンセラーとか、そういう精神的な部分の補助的な方につなげるような仕組み、そういったのもお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○鈴木（道）委員長 磯崎人事課行政改革推進室長。

○磯崎人事課行政改革推進室長 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、保健師がかなりの数が配置されるのがまず一つ。それから、今のところ、精神保健福祉士の職員を1人配置する予定にはなっております。それ以外にも、今までもやっておりましたけれども、専門機関へのつなぎというところもこちらのほうで重点的に行っていきたいと考えております。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ありますか。

（「なしと呼ぶ者あり」）

○鈴木（道）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第36号 勤務時間の変更に伴う関係条例の整備等に関する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を願います。小倉総務部長。着座にてお願いします。

○小倉総務部長 失礼します。議案第36号 勤務時間の変更に伴う関係条例の整備等に関する条例制定についてご説明を申し上げます。

補足説明資料の3ページをご覧くださいと思います。

1の改正理由ですが、平成20年の人事院勧告に基づきまして全国の自治体、市町村が勤務時間を7時間45分としている中、現在、8時間勤務である自治体は本市と広島県の坂町の2つの自治体のみとなっております。勤務時間を全国標準の7時間45分に変更するため、所要の改正を行おうとするものであります。

2、改正の概要です。

(1) 変更内容といたしましては、職員の勤務時間の15分短縮に伴いまして、具体的には、現在、午後5時30分としております開庁時刻を午後5時15分にしようとするものであります。開庁時間が短くなる施設及び窓口は、市役所本庁舎、那珂湊支所はじめ記載の箇所となります。一方、開庁時間に変更がない施設及び窓口は、各図書館、各保育所はじめ記載の箇所となります。

(2) 市民への周知及び実施時期につきましては、転入転出、繁忙期の混乱を避けるため3か月間の周知期間を設けまして、令和5年7月1日から実施しようとするものです。周知方法としましては、市ホームページ、LINE、市報、窓口での掲示などのほか、自治会連合会総会など各種会合、あらゆる機会を捉えて周知を図ってまいります。

4ページのほうに移っていただきまして、(3) 市民サービスへの影響についてですが、①は日曜開庁の継続についてです。

本市では、平成18年6月から日曜開庁を実施しておりますが、これを継続することによりまして、開庁時間を15分短縮いたしましてもなお年間の窓口サービスの提供時間は他市を上回っております。表にありますとおり、本市は太字の変更後のところで2,298時間となります。これに対し、水戸市は、毎週水曜日午後7時まで延長しておりますけれども、1,989時間、神栖市は隔週で日曜日、さらに笠間市は、毎週日曜日ですけれども午前中のみ開庁としておりまして、2,099時間といった状況となっております。

なお、窓口延長せずに定時の対応としている自治体では、欄外に記載のとおり1,899時間となっております。

勤務時間改定後におきましても、日曜開庁を継続いたしまして窓口延長サービス時間を確保してまいります。

②は、5時15分以降の窓口利用者についてです。昨年の10月から12月の3か月間、調査を行いました。結果につきましては、表の一番下の行をご覧くださいまして、総利用者数が5万5,232人、このうち、午後5時15分以降の利用者は207人、率にして0.37%ありました。

次に、3の改正となる条例及び改正内容です。全部で4本の条例が関係いたします。

(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例改正では、1週間の勤務時間を40時間から38時間45分に、1日につき8時間を7時間45分に改正しようとするものであります。

(2) 育児休業に関する条例改正では、これは例のところにありますように、育児短時間勤務の形態として1日8時間勤務で週3日の出勤とする場合、1週間当たりの勤務時間は8時間掛ける3日で24時間となりますけれども、これについては週24時間という規定になっておりましたが、勤務時間の短縮に合わせて、7時間45分掛ける3日ということで、23時間15分というふうに改めようとするものであります。

5ページに移りまして、(3) 給与に関する条例改正では、育児短時間勤務、定年前再任用短時間勤務職員などで、1日の勤務時間が7時間45分を超えますと、通常職員と同じ単価で時間外勤務手当を支給するように改正しようとするものであります。

(4) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例改正では、今回、年度途中での勤務時間の短縮となりますので、会計年度単位で雇用関係を結ぶ会計年度任用職員につきましては、令和5年度中は月額報酬が変わらないように対応をするものであります。

4、施行日につきましては、令和5年7月1日としようとするものであります。

勤務時間改定後におきましても、市役所に出向かなくても自宅などからオンラインで手続きができる電子申請サービスの一層の拡充を図りまして、市民サービスの向上に努めてまいりますとともに、業務改革、BPRや定型業務の自動化、RPAなどを推進いたしまして業務の効率化に努めてまいります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○鈴木(道)委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。大内(健)委員。

○大内(健)委員 ご説明ありがとうございました。冒頭ご説明がありました8時間から7時間45分、働き方改革も踏まえての変更だと思いますが、本市と広島県の坂町だけという形で最後の最後まで残っていたわけですね。8時間勤務から7時間45分に変えなかった、8時間を続けていた理由というのがやはり何かしらあったと思うんですが、その点ご説明をいただけませんか。

○鈴木(道)委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 ただいまの勤務時間の8時間から7時間45分に変えなかった理由でございますが、今回の勤務時間の短縮については、平成20年の人事院勧告におきまして公務員の勤務時間が1日7時間45分という勧告がされまして、全国の自治体がこれに合わせて勤務時間を改定してまいりましたが、本市につきましては、東日本大震災などの発生によりまして、やはり窓口への影響を考慮しまして勤務時間の改定を見送ってきたという状況でございます。

○鈴木(道)委員長 大内(健)委員。

○大内(健)委員 震災等を踏まえてということなんですが、今ご説明にあったように窓口業務等を考慮してという話ですが、今ご説明あったように、窓口業務、市民サービスの開庁時間、窓口時間等は逆に見劣りしないというご説明がありましたが、その点のほうをもう一度確認の意味でご説明をお願いします。

○鈴木(道)委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 窓口のサービスの件につきましては、先ほどご説明がありましたとおり、日曜開庁が平成18年から始まりまして、やはり日曜開庁が定着してまいりましたので、そちらの1日の利用も平日の利用者と変わらない程度の利用がございますので、そういった日曜開庁が定着してきたということと、またコンビニ納付などが始まりましたので、夜間でも証明書等がこちらでも取れるようになりました。そういった窓口の市民サービスのほうも徐々に拡充してまいりましたので、この段階で勤務時間のほうの短縮をさせていただきたいと考えた次第です。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ありますか。薄井委員。

○薄井委員 今回の勤務時間の変更の条例制定については、市民への周知をするということですが、実際に今日説明をいただいた内容の中でどこまでの内容を市民に周知するのか伺いたします。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 市民への周知でございますが、こちらは議決をいただいた後、4月になりましたら早々に掲示等、またホームページ等で周知していきたいと思いますが、中身につきましては、やはり皆さん、市民の方が関心があるのが窓口が短縮される施設とか、そういったところだと思いますので、そういったところの施設も具体的に提示しながら周知してまいりたいと思います。

○鈴木（道）委員長 薄井委員。

○薄井委員 そうしますと、今回、人事院勧告に基づいて改正して時間が短縮になりますよという、そういうことも付け加えての説明でよろしいのでしょうか。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 そういった内容もございますし、また県内の各市町村でも窓口が5時15分ということもございますので、それに合わせるということも併せて周知していきたいと考えています。

○鈴木（道）委員長 薄井委員。

○薄井委員 一番の市民の関心は市民サービスの低下、そこが懸念される場所なので、15分短縮されてもサービスの低下につながらないと、そういうふうな説明の文言を入れた上での周知のほうをお願いしたいと思います。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ございますか。宇田委員。

○宇田委員 本市の窓口サービスの時間が数字で出ておりますけれども、これを見ると、非常に本市は頑張っていたと、窓口サービスの時間をつくるために。一方で、本市の職員の数というのは県内でも非常に少ないんですよね、住民1人当たりに対する市の職員の数。ということは、これまでも非常に職員の残業に頼っていたのか、あるいは薄い人員配置というんですかね、そういう中でその時間を保ってきたというふうに思うんですけれども、この辺りどのようにお考えか伺います。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 やはり5時15分から15分長く勤務していたということもありますし、また、その辺の職員体制のほうもやはり充実していきたいと、職員のほうも人数を増やしていきたいという考えで、採用のほうも増やしてきた次第でございますが、15分勤務時間が長いとか、今まで職員にそれだけ長くということで、職員のほうで我慢してきたこともございますけども、やはりこのタイミングで標準に戻していきたいという考えで、今回、勤務時間を短縮する次第でございます。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 日曜日の開庁時間と日曜日の来場数というんですかね、それが物すごく多いんですよ。これまでも日曜日は物すごく多くて、1時間待っています、2時間待っていますというような、そういう声も伺っているんです。平日の開庁時間を短くすることでそれが直ちにまた日曜日の来場というんですか、が増えるかどうかというのはちょっとそれは分かりませんが、日曜日の職員体制も充実する必要があるというふうに思いますし、日曜日の職員体制を厚くすると今度は平日が薄くなるというようなジレンマもあるというふうに思いまして、その辺り、今、職員も採用を増やしていくというようなお言葉もありましたけれども、もう一度その辺りのお考えを伺いたいと思います。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 やはり日曜窓口が定着してきたということで、一応日曜のほうも人がかなり混雑しているという状況はございます。ただ、今回の延長によりまして、今回調査しました結果、15分短縮しても人数的にはそれほど多くはないということになりますので、その辺、日曜の窓口のほうに影響のほうは少ないと考えてございます。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 調査の結果、日曜窓口の影響は少ないというようなことでしたけれども、今までのことを考えても、日曜日のやっぱり待ち時間が非常に長いということは聞いていますので、日曜日の職員体制を充実するとともに、だからといって平日薄くなってはやっぱりそれは問題だと思いますので、そういう意味では、今後、職員の補充というんですかね、体制の強化についてはしっかりと取り組んでいただければと思います。

○鈴木（道）委員長 ほかに。井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 今回の改正案は非常にいいことだなというふうに私は思っております。

なぜかという、もう三、四年ぐらい前から、ほかの自治体の職員さんから、ひたちなかは何で5時半までいつまでもやっているのよということをよく指摘をされて、もうほかの自治体と同じように5時15分で終わるようにしたらいいんじゃないのかというようなことは随分言われてきました。

長時間労働がやっぱり問題になっているとか、そういった時期でもありましたので、たしか2年ぐらい前に働き方改革ということで1回質問で取り上げたときに、この労働時間について私は触れなかったんですけど、気持ちの中ではもう早く5時15分にしたらよかろうというふうには思いながらきておりました。そういう意味ではちょっと判断が遅きに失していたのでは

ないかなというふうに思うんですが、今回はそういう意味ではやっぱり職員の負担軽減にもつながるだろうし、そういう意味でこの内容については全面的にいいことだというふうに思っております。

以上、意見だけを申し述べておきます。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ございますか。大内（健）委員。

○大内（健）委員 すみません、もう1点ちょっと確認の意味でご質問させていただきます。

職員の負担軽減というのも一つ取り入れていかなければならないと思うんですが、その中で、今、職員の昼休みの時間帯というのはどういう規定になっていらっしゃるのでしょうか。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 昼休みにつきましては正午から午後1時までを基本としておりまして、ただ、窓口等で交代勤務もございますので、その場合はずらして1時間は取っていただくということになっております。

○鈴木（道）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 基本の12時から1時というのを、茨城県でも今11時30分から1時半の間ですか、そういった形に変更してきております。そういった部分も今後検討していただいて、職員の方の負担が少ないような形で昼休みの時間帯もきちんとした告知をしていけば、市民の方も昨今の状況から踏まえれば理解度も深まっているのかなという感じはしておりますので、今後の検討事項としてご検討ください。そういう検討する考えがあるのかどうか、庁内でそういう意見が出ているのかどうか等のご答弁をお願いいたします。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 ただいまの昼休みの件でございますが、やはり職員の働き方改革ということで、勤務時間全体の働く時間について今人事課のほうでもいろいろ調査をしているところでございますが、昼休みについてもその勤務時間の中でどのように柔軟に取っていくかということも今後考えていかなければならないと考えておりますので、他市の状況等も調査しながら考えていきたいと思っております。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第37号 ひたちなか市職員の給与に関する条例及びひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を願います。小倉総務部長。

○小倉総務部長 着座にて失礼します。議案第37号 ひたちなか市職員の給与に関する条例及びひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。

説明資料の6ページをご覧ください。

1の改正理由ですが、子ども部が新設をされまして、保育所と幼稚園の事務が同一部署で行われるということを契機といたしまして、保育所と幼稚園の間のスムーズな人事交流を考慮いたしまして、給料表の統一を図ろうとするものです。また、職員手当につきまして、周囲の自治体に合わせ、標準的な支給となるよう、所要の改正を行おうとするものであります。

2、改正の概要ですが、(1)教育職給料表の廃止では、幼稚園に勤務する園長及び教諭について、令和5年度以降は行政職給料表を適用することとし、教育職給料表を廃止いたします。なお、廃止となる教育職給料表の適用を受けている職員に不利益が生じないように、経過措置を設けます。

(2)持ち家住居手当の廃止では、現在、持ち家住居手当として月額3,500円を支給しておりますが、県内では本市のみとなっておりますので、これは廃止いたします。

(3)通勤手当の変更ですが、本市の通勤手当は国や県内の他市と比べて若干高くなっているため、水戸市と同水準に変更することとし、条例で定める規則加算額の上限額というものがありますけども、この上限を1万4,000円から3,000円に減額をいたします。水戸市水準に減額するというところでございます。

3、改正となる条例及び改正の内容です。

(1)職員の給与に関する条例改正では、教育職給料表の廃止、持ち家住居手当の廃止、通勤手当に係る規則加算上限額の減額を行います。

(2)水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例改正では、水道企業職員に係る持ち家住居手当を廃止いたします。なお、通勤手当につきましては、規程の改正で対応いたします。

(3)常勤特別職の給与に関する条例改正は、(1)の教育職給料表の廃止に伴いまして、引用箇所を削除する整理を行うものでございます。

7ページに移りまして、4、施行日につきましては、令和5年4月1日としようとするものです。

参考といたしまして、職員諸手当の見直しに関連する事項です。議案第37号で提案しております持ち家住居手当の廃止及び通勤手当の減額は、職員諸手当について周辺自治体と比較をして標準的な支給にするための改正であります。このほかに、地域手当について、人事院勧告により6%の支給が標準とされているところ、現在本市は4%の支給にとどまっているため、6%の支給に改める改正を行おうとしておりますが、こちら、規則に規定されておりますため、規則の改正で対応してまいります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○鈴木（道）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 幼稚園の職員について行政職給料表を適用することになるということで、不利益が生じないよう経過措置を設けるとあるんですけども、これ、経過措置ということは、この経過措置が過ぎると何らかのやっぱり給料が下がるというようなことになるのでしょうか。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 この経過措置でございますけども、措置が終了ということではなくて、これらの対象者が現給保障ということで、現在の給料が下がらないように維持するものでございますので、これらの対象者がいなくなる限りこの経過措置が続くということになります。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第38号 ひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を願います。小倉総務部長。着座にて。

○小倉総務部長 着座のまま失礼します。議案第38号についてご説明申し上げます。

説明資料の8ページをご覧ください。

1の改正理由ですが、人事院による令和4年8月の勧告を踏まえまして、昨年の12月の定例会において、市の一般職に係る給料表の月額を平均0.3%を引き上げる条例改正について議決をいただいたところであります。このため、一般職給料表を基礎としております会計年度任用職員の給料表の月額について、同様の引上げを行おうとするものであります。

2、改正条例ですが、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、給料表別表第1を行政職給料表の1級及び2級と同額に改正をしようとするものです。

3、施行日については、令和5年4月1日であります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○鈴木（道）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 会計年度さんの給料を上げるということは、これは大賛成です。そこで、対象となる会計年度任用職員の人数はどれくらいになるのでしょうか。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 今回の給与改定によりまして、会計年度職員の全職員が対象となりますので、当初予算の予定人数につきましては1,114人となっております。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 それで、正職員が1,000人弱、九百四、五十人だというふうに思うんですけども、会計年度任用職員が正職員を超えて1,000人を超えているということでは、会計年度ですから、給料が若干上がったとはいえ、1年単位の非常に不安定な雇用形態であるということで、そういう不安定な雇用形態の方たちに正職員を超える数の人数で公務を担っていただいているということについては問題を感じるころですね。公務というのは基本的には任期の定めのない職員によってなされるべきだというふうに思いますけれども、その辺りのことについてのお考えを伺います。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 会計年度任用職員につきましては正職員の補助的な業務を基本的に行うということですので、やはり常勤の正職員が行わなければならない業務についてはその正職員で確保しながらやっていきたいという考えでございますので、やはりその辺の正職員の必要な人数、そういったものを確保してまいりたいと考えています。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 しっかりと正職員を増やしていくという形で今後も職員の体制強化に努めていただきたいと思います。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ありますか。井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 会計年度の職員の方の給与ですので、非常に私に関心があるのは、1時間当たりの金額ですかね、要するに賃金額というのは、県の定めた最低賃金よりは少し上だとは思いますが、お幾らで設定をしているのか、その辺を聞きたいと思います。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 会計年度の時間の単価にいたしますと、事務補助という職務ですと、こちらが今、時間単価、今回の改定によりまして932円ということになっておりますので、ただいまの県の最低賃金911円は上回るものとなっております。

○鈴木（道）委員長 井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 ありがとうございます。いろいろ条件があるのかもしれませんが、ほぼ全員がこの金額ということで、そう理解してよろしいんですか。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 ただいまの事務補助のこの金額ですが、こちらが一番の最低の金額となっておりますので、それぞれの職務の内容、保育士だったり調理員だったり保健師だったり、そういった専門職の場合ですと、この金額より単価は上がってまいります。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ありますか。大内（健）委員。

○大内（健）委員 先ほどご説明ありました会計年度職員1,114人、これ、周辺の自治体

と比べて、正職員よりも会計年度職員が多いような状況、それと、昨今も報道等でもされていますように、会計年度職員のブラック化とも言われているような報道もあります。そういった点を踏まえて、当市の会計年度職員の数というのはどういうお考えをお持ちになっていますでしょうか。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 会計年度、今回、正職員より多いということもありますので、そこは、先ほど言いましたとおり、ちゃんと職員がやらなければならない仕事はやはり正職員で人数を確保するということが基本になりますので、会計年度のほうの人数については正職員に対して割合が増えてございますので、やはりそこは正職員のほうで増やしていったら、適正な会計年度の人数にしていきたいと考えてございます。

○鈴木（道）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 近隣の自治体と比べて比較といいますか、そういったのはやられていますか。どういう状況になっているか、把握している範囲で結構ですけど。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 ほかの市町村の状況でございますが、本市の場合、会計年度職員が調理員、また保育士とか、あとは介助員、そういったところはかなり人数を占めてございますので、単純に他市の会計年度の人数とも比較ができないところでございます。本市の特徴として、そういったところに厚く支援を行っているところでございますので、なかなか他市の状況とも単純に比較もできないところでございます。

○鈴木（道）委員長 よろしいでしょうか。ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第41号 ひたちなか市基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を願います。森山企画部長。

○森山企画部長 着座にて失礼いたします。それでは、議案第41号 ひたちなか市基金条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書の3ページ、新旧対照表をお開き願います。

新旧対照表の表中にございます「新」の欄に記載をしておりますとおり、今回、基金条例の

別表の末尾に「ひたちなか市魅力あるまちづくり基金」及び「ひたちなか市まち・ひと・しごと創生基金」の2つの新たな基金を加えようとするものでございます。

内容につきましては、あらかじめお配りさせていただきました資料、A4縦長の両面刷りのものでございます。こちらに基づいて説明をさせていただきます。

まず1点目といたしまして、ひたちなか市魅力あるまちづくり基金についてご説明いたします。

ページの一番上の表にございますとおり、基金設置の目的につきましては、本市のまちの魅力向上及び魅力発信に関する事業を円滑に推進するための積立てを行おうとするものであります。また、積立ての額につきましては、1つに市長が必要と認めた金額、並びに2つ目としまして、当該基金の目的に沿う寄付金の額であります。そして、処分、いわゆる取崩しにつきましては、基金の設置目的に沿った事業に要する経費の財源に充てるときとしております。

次に、本基金に積み立てようとする寄付金でございますが、現在、ふるさと納税個人版に係る寄付金につきましては、このページの一番下の表にございますように、市が指定いたしました12の用途に応じて募集をしております。収入後はそれらの用途に対応する8つの既にある基金に積立てをしております。この用途のうち、市長に一任を指定した寄付金につきましては、昨年度までは湊鉄道線振興基金に積立てをしておりましたが、条例改正後は本基金に積立てをし、先ほどご説明申し上げた基金の設置目的に沿った事業実施の経費財源に充当しようとするものでございます。

続きまして、このページ、参考としてあります中段の表と一番下の表についてでございますが、まず中段の表、ふるさと納税個人版の寄付金額及び件数についてでございますが、本年度のふるさと納税個人版に係る寄付につきましては、本年2月28日現在、寄付金額2億3,441万1,000円で、一番下の欄にございますように前年の2.2倍、寄付件数は1万3,371件で前年の2.21倍となっております。

次の表でございますが、令和4年度における寄付の用途別の寄付金額、件数及び充当予定基金について記載をしております。表の上から2つ目、市長に一任を指定した寄付についての記載でございますが、2月末現在で寄付金額は3,591万円、全体の額からすると15.3%となります。そして、寄付件数は1,959件、全体の件数からいたしますと14.7%となっております。

次に、最後の行に記載をさせていただいております令和4年度における本基金への積立て予定額につきましては、ただいまご説明いたしました市長に一任を指定した寄付金3,591万円の積立てを予定しております。なお、この額は2月末現在の額でありますことから、最終的には若干増加すると見込んでおります。そして、資料には記載はしていませんが、新年度の当初予算における当該基金への元金積立ては、今年度の実績から見積もりまして、4,300万円を計上させていただいております。

それでは、資料の裏面に移らせていただきます。

続きまして、2点目のひたちなか市まち・ひと・しごと創生基金についてご説明いたします。

基金設置の目的は、企業版ふるさと納税に係る寄付金等を活用した地方創生に関する事業を円滑に推進するための積立てを行おうとするものであります。ただいまの点、ちょっと口頭で補足をいたしますと、企業版ふるさと納税につきましては、地域再生法の規定によりまして国の認定を受けた地域再生計画に位置づけられた事業に対して企業からの寄付を受けることで地方創生の取組をより一層推進していこうとするものであります。本市においては、ひたちなか市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた事業が対象ということになります。

次に、積立ての額に移らせていただきます。積立ての額ですが、1つとして市長が必要と認めた金額、並びに2つ目として当該基金の目的に沿う寄付金の額であります。そして、処分、取崩しにつきましては、基金の設置目的に沿った事業に要する経費の財源に充てるというものであります。

次に、本基金に積み立てようとする寄付金につきましては、企業版ふるさと納税による寄付金のうち、寄付を受領した年度の次年度以降に実施をしようとする事業に要する経費の財源に充てようとする額ということになります。

そして、その他の欄で企業版ふるさと納税に関して内閣府が示しております主な規定を抜粋させていただきます。

まず1つ目ですが、受領した寄付金を次年度以降の事業に充当しようとする場合には、専用の取崩し型の基金を創設して適正に管理・執行していくこととされております。この点、少し口頭補足いたしますと、基金条例の記載内容につきましては事前に内閣府への提出が求められておりまして、本基金につきましても内閣府の事前確認を受けております。

そして、2つ目は、寄付金を基金に積立てをする場合、その積み立てる寄付金が占める割合を10割未満とするということでありまして。

そして、次に参考の欄でございますが、こちら、本年度の寄付実績を記載させていただいております。令和4年度は、2月末現在で、記載のとおり、3社より1億40万円の寄付を頂いております。充当する事業やその金額につきましては、充当する年度も含め、企業側と十分に調整した上で決定をしております。

最後に、令和4年度におけます本基金への積立て予定額についてであります。JX金属株式会社からの寄付金1億円のうち、今年度の事業に充当を予定する200万円を除く9,800万円を本基金に積み立てようとするものであります。

なお、一番上の表のその他の欄の2つ目でご説明をいたしましたとおり、企業版ふるさと納税による寄付金を基金に積み立てる場合は、その積み立てる寄付金が占める割合を10割未満にすることが内閣府から求められておりますので、当該寄付金9,800万円に加え、市長が必要と認めた金額1,000円を積み立てて、合計9,800万1,000円を積み立てようとするものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木（道）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 企業版ふるさと納税と個人のふるさと納税との違いは、企業版ふるさと納税にお

いては行政と企業との癒着のおそれ、行政が企業の意向でゆがめられるおそれがあるということで、その点に関しては、この制度を始めるに当たって政令で経済的利益の供与の禁止ということが定められ、あらかじめ企業にも自治体にもくぎを刺しています。

そこで、経済的利益の供与の禁止とされているとはいえ、それはどのように実効性が担保されるのか伺います。

○鈴木（道）委員長 井上企画部参事。

○井上企画部参事 ご質問にお答えいたします。

今、議員のご質問にもございましたとおり、寄付を行う法人に対する経済的な利益供与につきましては、地域再生法の施行規則、こちらのほうに規定されておりまして、禁止されております。この規定に反しますと、本市の地域再生計画の認定が国から取り消される可能性がございます。そうなりますと、経済的な利益供与を行った企業のみならず、本市に寄付をしたほかの企業の企業版ふるさと納税に係る税額控除の特例も受けられなくなるということになってまいります。

実効性の担保ということでのご質問でございますけれども、まずは法令遵守、これにつきましては市として当然でございます。加えまして、このような国による制約の有無にかかわらず、この企業版ふるさと納税の運用がある寄付かどうかにかかわらず、市といたしましては、企業からご寄付を受けた場合には、その企業との間において適切な関係を保っていくということは市として当然の責務だというふうに認識しておりますので、そういったことでしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 そういう決意が述べられたわけですが、議会としてもチェックしていく必要があるというふうに思っております。その場合、企業版ふるさと納税は、寄付企業名、寄付金ともに非公表も可能だとされておりまして、その場合、議会においてチェック機能はどのように担保されるのか。これは議会の側の問題だと思うんですけれども、その点、何かあれば伺いたいと思います。

○鈴木（道）委員長 井上企画部参事。

○井上企画部参事 議員ご指摘のとおり、企業側のご意向によりまして、企業名とか寄付金については非公表にできるという立てつけになってございます。議会のチェック機能の担保ということのご質問でございますので、企業版ふるさと納税の寄付金があった場合には、必要に応じて補正予算という形で議会のほうに補正予算を計上して議会のほうにお諮りしていくということも当然でございますし、また決算は必ずできますので、監査を受けた上で決算委員会等々、ご審議をいただくということになるというふうに考えております。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 分かりました。自治体と企業とのパートナーシップというのは非常に意味があることだと考えますが、企業版ふるさと納税を進めるに当たっては、禁止事項を厳格に遵守し、自治体の主体性が損なわれないことが大切だと考えます。この点、またお考えがあれば伺いま

す。

○鈴木（道）委員長 井上企画部参事。

○井上企画部参事 繰り返しのご答弁になってしまいますけども、この企業版ふるさと納税の寄付の適用があるかどうか、そういったことにかかわらず、市としましては、企業からのご寄付を受けた場合には、その企業との間において適切な関係を保っていくということは行政としての責務だというふうに認識しております。その上で、この企業版ふるさと納税、これを十分に活用した企業とのパートナーシップによる地方創生、こういった取組をより一層進めていきたいというふうに考えています。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

次に、新たに付託されました請願1件、陳情1件の審査を行います。

初めに、請願第35号「安保関連3文書」の閣議決定の撤回を求める意見書提出を求めることについてを議題とします。

請願書につきましては、お手元に写しを配付しております。

請願第35号について、事務局職員に朗読をさせます。佐藤主幹。

（事務局朗読）

○鈴木（道）委員長 それでは、何かご意見等がありましたら発言を願います。宇田委員。

○宇田委員 この請願書の中にあります安保関連3文書、これは我が国をめぐる安全保障環境が変化したのだから、戦後の我が国の安全保障政策を大転換するというふうを書いてあるんですけども、そんな大転換を一片の閣議決定で定めてしまったということは大問題だと私も思います。

今、国会で来年度の政府予算案が審議されていますが、ここで閣議決定された安保関連3文書の中身に沿って、防衛予算が昨年度の1.25倍の6.8兆円、防衛関係費まで含めると既に10兆円を超える予算となっていて、これほど防衛予算が増えているために、他の社会保障だとか教育予算は必要なだけの予算がつかずに圧縮されていると、これが来年度の政府の予算案ということになっています。

そして、何のためにそんなに膨大な防衛費が必要なのかというと、当初、敵基地攻撃能力と国の側も言っていたんですけど、そう言ったらとても反発が大きかったので、後から反撃能力という言い方に変えましたけれども、要するに敵の基地を攻撃できる能力を持つということで、これは敵の全てのミサイル基地や司令部や軍事施設などを一斉に破壊するほどの攻撃力を日本が持つということになります。

これは本当に専守防衛を逸脱したことで、憲法に違反していると。こういう中身の安保関連3文書は撤回を求める意見書、本議会としても意見書を提出すべきだというふうに考えております。

○鈴木（道）委員長 ほかにご意見はございますか。加藤委員。

○加藤委員 まず、今回の改定の背景を見ますと、まず一つには、北朝鮮ミサイルの技術の向上、そしてロシアのウクライナの侵略、また中国が軍事力を年々増強いたしまして、東シナ海や南シナ海などの海洋進出の動きも活発になるなど、日本周辺の国々の軍事動向を見てみますと、安全保障環境が厳しさを増しているということがあると思います。その中で、国民の命と平和な暮らしを守るためには、防衛力を強化し、抑止力を高めることが必要であるというふうに思います。

反撃能力を認めたとありますけれども、この反撃能力は相手からのミサイル攻撃を想定した考え方でありまして、ミサイル迎撃をするだけでなく、相手ミサイル発射基地に対して反撃する力があります。反撃能力を保有することによって相手に日本攻撃をためらわせる、言い換えれば、攻撃を抑止するということが目的であるということでもあります。

そしてまた、専守防衛を逸脱するとありますが、これは我が党公明党の主張もありまして、国家安全保障戦略には平和国家として憲法及び国際法の範囲内で専守防衛に徹すること、先制攻撃は許されないことが明記をされております。

また、財源の確保につきましては、財源は歳出削減を優先いたしまして、決算剰余金なども活用、それでも足りない場合には法人税、所得税、たばこ税で賄うこととなっております、今すぐ国民に対して大增税や国債発行により暮らしを直撃するものではないというふうに理解をしております。

最後に、外交努力や交渉等によって東アジアを戦争のない地域にすることが必要であるとありますけれども、この3文書の改定では防衛力の強化が打ち出されましたけれども、それには、外交力の強化とともに、その裏づけとなる防衛力、抑止力の強化が必要という考え方が大前提でありまして、国家安全保障戦略には総合的な国力を用いて日本を守るための戦略的な対応を進める方針が掲げられておりますけれども、その第1が外交力であり、防衛力は第2と明記されていることでもあります。

以上のことから、安保関連3文書は国民を犠牲にするものではないと判断をいたしまして、閣議決定の撤回を求める意見書提出の必要はないものと考えます。

○鈴木（道）委員長 ほかにご意見ございますか。薄井委員。

○薄井委員 今回の3文書の改定に背景には、日本を取り巻く安全保障の環境を不安定化させ

ていると、そういう状況が深く関わっていると思われま。こうした情勢を踏まえた上での国としての必要最小限度の自衛の措置を定義しまして、専守防衛の考えに変わりはないことを前提として、このたびの安保関連3文書の閣議決定は必要不可欠な措置であると考え、今回の請願は不採択すべきであるというふうに考えます。

○鈴木（道）委員長 ほかにご意見ございますか。宇田委員。

○宇田委員 安全保障環境が変化したということはいろいろあると思います。そういう中で必要最小限度の防衛力といいましても、この安保3文書の中で言っていること、そして今、国会で予算がつけられている防衛予算で何をするのかと言ったならば、先ほども言いましたけれども、敵、敵というのは中国とか北朝鮮とかロシアとか想定しているわけですけども、そっちに向けて何百発もミサイルを配備するという計画なんですね。

日本は既に集団的自衛権の行使を容認しておりまして、日本がたとえ攻撃されていなくても、同盟国であるアメリカが例えば台湾有事とかとって中国と戦争状態になれば、日本は全く関係ないけれども、アメリカと一緒に例え中国にミサイルを飛ばすと、これも明らかに先制攻撃になるわけですよ。そして、日本が相手国を攻撃すれば必ず日本も反撃されるということになって、政府はそういうことも十分想定しているんですね。日本が相手国を攻撃すれば日本も攻撃対象になると。そのために、日本にある自衛隊基地を地下に潜らせようとか強靱化しようという、そういう計画まで立てて予算も立てようとしています。

これは明らかに日本を守るものではないし、この安保関連3文書で言っている中身というのは日本を守るものでもないし、専守防衛でもないというふうに思いますので、これは閣議決定は撤回すべきだと私は思います。

○鈴木（道）委員長 ほかにご意見。井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 なかなか難しい問題ではありますけれど、一つは、昨年秋の臨時国会の後に岸田首相は安保関連3文書、これを出してきているということで、本来ならば国会で議論をして、そしてこれが増税を含むものなのか、反撃能力というのは必要なかというのは議論をちゃんとした上で示していけばいいんですけども、それをやらないで、終わってからぱつと出すと。数の力は圧倒的に国会で通ってしまいますので、そういうのを見越した上で出しているというところにこの問題の本質が隠されているというような気がします。つまり、国民的議論を避けて、閣議決定で決めて、国民に問題点を知らせないで通過させようという、これがどうも見え見えなんですね。そういう意味で、これは非常に問題のある文書だというふうに思っています。

安全保障は私は必要だというふうには思っています。だけれども、このような形の出し方というのはやっぱり姑息的なやり方だなというふうに思っておりまして、認めるわけにはいかない。確かに北東アジアを取り巻く環境は、有事体制がいろいろ起こるような環境にあるというのは感じておりますけれど、だからといって、憲法9条で禁じている専守防衛を逸脱して敵基地攻撃をやるということについては、これは明らかに憲法違反だというふうに思います。なぜかという、やられる前にやっ飛ばさよう、これはもう先制攻撃なんです。だから、このこ

とをきちっと押さえないといけない。

今、ほかの委員から言われたように、情勢が変わっているんだから必要なだと、防衛力強化だと、それから抑止力効果だというふうに言われておりますけれど、基本的な憲法から見てどうなのかという点から見ると、それはやっぱりちょっと論外なんだよね。やっぱり憲法に基づく判断というのが必要なのであって、今回のこの3文書はやっぱり撤回をすべき筋のものであるというふうに私は思っています。

一つ例を挙げると、岸田首相がアメリカに行って、トマホーク400基を買うというようなことを約束をして帰ってきましたけど、そのために2,110億円ほどの予算を使わなくちゃいけない。しかし、トマホークを買っても、発射台の整備なんてできていない。ミサイルを飛ばすための技術なんかを持っていない。そんな状況で何でこれを用意するんだということを考えると非常に矛盾の多い状態なので、こういう中で戦争に突入してしまうという危険性をはらんでいるので、これはやっぱり請願の趣旨は当たっているなというふうに思うわけでありませぬ。私の意見です。

○鈴木（道）委員長 ほかにご意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 それでは、一旦暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時12分 再開

○鈴木（道）委員長 それでは、再開いたします。

それでは、請願第35号について、これより討論を行います。討論ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 請願第35号「安保関連3文書」の閣議決定の撤回を求める意見書提出を求めることについて、採択すべきとの立場から討論します。

安保関連3文書は、戦後の日本の安全保障政策を根本から変えるような内容であるにもかかわらず、政府による一片の閣議決定で決めてしまったこと、安保関連3文書に基づき膨大な防衛予算が来年度の予算案として今国会で審議されており、社会保障や教育など、一人一人の国民のための予算は圧縮されております。

本議会として国の来年度予算が決まる前に安保関連3文書の閣議決定撤回を求める意見書を提出する必要があることから、本請願は採択すべきと考えます。

○鈴木（道）委員長 ほかに討論ございますか。薄井委員。

○薄井委員 今回、国は、昨年12月に外交防衛政策の基本方針の国家安全保障戦略など、安全保障関連の3文書を改定し確認決定をいたしました。今回の3文書の改定の背景には、近年の国際情勢の厳しさが深く関わっており、特に日本取り巻く環境においては、安全保障の環境を不安定化させる状況であると思われま。こうした状況、情勢を踏まえた中で、これまでの安保政策を見直すことに乗り出す必要があったということは、一定の理解を示すものであります。

国としては必要最小限度の自衛の措置と定義しており、専守防衛の考えに変わりはないことを前提としていることから、今回の安保関連3文書の閣議決定は必要不可欠な措置であると考え、今回の請願35号は不採択すべきものと考えます。

○鈴木（道）委員長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本件は採択すべきものとするに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

○鈴木（道）委員長 起立少数です。よって、本件は不採択とすべきものとするに決定しました。

次に、陳情第36号 市報ひたちなか及び防災マップの全世帯配布を求めることについてを議題とします。

陳情書につきましては、お手元に写しを配付しております。

陳情第36号について、事務局職員に朗読をさせます。佐藤主幹。

（事務局朗読）

○鈴木（道）委員長 それでは、何かご意見等がありましたら発言を願います。深谷委員。

○深谷委員 これまでも配布方法ということで、時代とともにというのは恐らく、この陳情書にも書いてありましたけど、現状という意味で、我々もよくコンビニとか銀行とか、いろんなところに市報なり情報雑誌等があるのは何か把握しているんですけど、今もし、もしというか、現状で、自治会以外の配布とかSNSのアクセスとか、そういう状況が分かれば、まず最初にお聞きしたいと思います。

○鈴木（道）委員長 斉藤市長公室長兼広報広聴課長。

○斉藤市長公室長兼広報広聴課長 ご質問にお答えしたいと思います。

現在、自治会以外で配布しておりますのは、まず、直接紙ベースで取っていただくために、公共施設やスーパー、郵便局の窓口等に市内65か所において配布をさせていただいておるところでございます。また、デジタル化の対応といたしまして、市のホームページに市報の掲載をするほか、パソコンやスマートフォンでの閲覧の容易さのために、最近、電子書籍化をして見やすくして提供しているところがございます。

○鈴木（道）委員長 深谷委員。

○深谷委員 ちょっと分からないかもしれないですけど、紙ベースで65か所で大体どのぐらいの部数を置いているかというのがもし分かれば。

○鈴木（道）委員長 斉藤市長公室長兼広報広聴課長。

○斉藤市長公室長兼広報広聴課長 紙ベースで65か所に置いているものは、約3,000部を置いております。

○鈴木（道）委員長 深谷委員。

○深谷委員 一緒に聞けばよかったです。デジタル関係の電子書籍、今、アクセス数とかって

もし分かれば。

○鈴木（道）委員長 齊藤市長公室長兼広報広聴課長。

○齊藤市長公室長兼広報広聴課長 申し訳ございません、まだきちんと把握していないので、ここでお示しする数字はございません。申し訳ございません。

○深谷委員 ありがとうございます。

○鈴木（道）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 ただいまの同僚議員の質問に合わせてなんですが、まず紙ベースで65か所に3,000部置いてある。その3,000部置いた部数でどれくらい持っていついていただいているか。実際に残っている部数を確認すればどれくらい消化されているかというのが分かると思うんですが、その点は把握していらっしゃるでしょうか。

○鈴木（道）委員長 齊藤市長公室長兼広報広聴課長。

○齊藤市長公室長兼広報広聴課長 こちらについても、申し訳ございません、残ったものについてはそれぞれのところで廃棄していただいております、残った数の把握はしていません。

○鈴木（道）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 置くことよりも、どれくらいなくなっているかというのがやはり大事だと思うんですね。しっかりそれは把握できることだと思いますので、今後のためにも、どれくらい消化されてどれくらい残っちゃっているのかというのをきちんと把握すべきだと思いますので、よろしくをお願いします。

現在、自治会加入率が53%、令和5年1月時点です。47%が自治会に加入していないような状況で、これは本市ならず、近隣の、近接の市町村も自治会の加入率というのは大変問題になっております。実際、予算委員会でも質問したように、クリーンセンターが土曜日、昨年10月から予約化されているんですね。そういったのも、やはりそれだけごみを直接クリーンセンターに持っていく方も増えていると。ごみステーションの問題等も増えていると思います。

今、65か所に置いて、デジタル化していますよね。その啓蒙啓発、つまり自治会に加入していない方に、こういった場所にあるんですよ、こういうデジタル化をしているんですよという啓蒙啓発運動はどのような形をやられていますか。

○鈴木（道）委員長 齊藤市長公室長兼広報広聴課長。

○齊藤市長公室長兼広報広聴課長 なかなか市報も取っていただかない、あるいはデジタルもできないという方にお知らせするというのは非常に難しいというふうに考えております。今なかなか取組ができていないので、今後、ほかの市町村さんもそういう同じ問題を抱えていると思いますので、そういうところにも学びながら周知の方法について検討したいというふうに思います。

○鈴木（道）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 今までの質問で、同じなんですが、防災マップの件で質問させていただき

たいんですが、やはり防災マップが各世帯、各市民に行き渡っていない、そういった部分の把握というのはしていらっしゃるかどうか。特に、本市は海に隣接、隣接というか、海があるわけです。海拔何メートル、そういった津波のための、私なんかは沿岸部に住んでおりますので、やはり津波対策というのは非常に避難場所として大事なんですよ。当初、海拔何メートルというのを出したときに、意外と、市民の皆さん、分からない方がいっぱいいらっしゃったんです。ああ、そういうのあるのと。じゃ、何々小学校は海拔何メートルとか、何々中学校は海拔何メートル、避難場所はここですよ、そういうマップは初めて見たよという方が結構いらっしゃったんですよ。やはりそれも自治会だよりの配布であって、市民全体に伝わっていなかった経緯もあったと思いますが、時間がたつにつれ、執行部のご努力もあって、だんだん行き渡ってはきていると思うんですが、そういった点、そういう防災とか危機管理上のものをどういうふう市民全員に伝えるのか、渡すのか、そういった努力というのはどういうふうになされていますでしょうかね。

○鈴木（道）委員長 鈴木生活安全課長。

○鈴木生活安全課長 ただいまのご質問にお答えします。

防災マップにつきましては、やはり市民の安全安心のためには必ず必要なものというふうに捉えています。情報の捉え方として情報の入手の仕方をあらゆる手段を通して伝達させることが大事だというふうに考えております。今、市報の配布と同様に、当然配布の方法は一緒にはなりませんけれども、それと同時に、市民課窓口、あとは支所の窓口で、転入者に対しては手続の際に必ず配布することということにしております。当然、各施設、小学校、高校、保育所、幼稚園、郵便局、警察、消防、それと大型のスーパー、あとは高齢者がいらっしゃる医療機関や福祉施設、要配慮者施設等におかれまして、防災マップを郵送して施設内での掲示をお願いしているところです。

それとともに、防災のほうの意識があらわれる団体等につきましては、毎年、市政ふれあい講座のほうを行っております。令和4年度の実績としては5回ほど行ってまして、福祉団体でありますとか、あとは小学校の生徒さんに対して、それと自治会等、これらに対して約300名に対して今年度は配布しているところです。

以上になります。

○鈴木（道）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 ありがとうございます。様々なご努力は分かりました。ただ、現状は自治会加入率が53%という状況の中、やはり命に関わるそういう防災マップ、津波対策等のものは、やはり全員に行き渡るようなものというのは今後慎重審議していかなくちゃいけないものかなと思いますので、ご努力のほうは十分分かりましたので、また課題でもあるのかなと考えております。

以上です。

○鈴木（道）委員長 井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 陳情で言われていることは重く受け止めなくちゃいけないかなというふう

に思っています。これは予算委員会でも私は発言をさせていただきましたけれど、貴重な、重要な市の情報が行き渡らないことについてやっぱりどう考えるかというのが一つあると思うんです。これはやっぱり役所側としても、行き届かない部分について今のままでいいとは思っていないと思うんですけれど、その点は、6万2,000世帯はありますよね、しかし配布しているのは、市報の配布は4万6,000世帯でしたかね、自治会を通して。自治会そのものも今はとにかく高齢化によって脱会する人が増えているという現状の中で、もう情報が届かない人が多数いらっしゃるということを踏まえると、やっぱり何か抜本的な対策が必要な気がするんですけれども、まずその辺のところの考え方をお聞きしたいと思っています。

○鈴木（道）委員長 齊藤市長公室長兼広報広聴課長。

○齊藤市長公室長兼広報広聴課長 市からの情報が市民の方に届く、これは間違いなく重要なことですので、そのことにつきましては市報なり、あるいはデジタルを通してお伝えしていくことが責務であるというふうに感じているところでございます。

先ほどお話があった自治会配布につきまして、今、4万1,000部ほどになりますので、本当に足りないという状況がございますので、今後も取り組んでいきたいと思っております。特に、紙ベースで欲しい方は、高齢の方とか、そういう方では多いと思っておりますので、そういう方に届くようなシステムとして、今も行っております配置をする箇所を増やしたり、そういったことについても取り組んでまいりたいというふう考えているところでございます。

○鈴木（道）委員長 井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 ありがとうございます。確かに、関心のある方は病院に行くとか郵便局に行く、あるいはコミュニティセンターへ行ったときに持ってくるというふうに思いますけれど、必ずしも全てそれでカバーできているわけではないので。SNSだとか、そういうことを通じての情報の入手の仕方も今普及はしているけれども、それから縁の遠い人が相当いらっしゃるということもやっぱり事実として認めなければいけないんじゃないかというふうに思うんですね。

そういう意味で、この中で言われているように、前から市報が全世帯に行き渡っていないというのはやっぱり議論になってはいたんです。そのことにする対案というのがなかったわけでありまして、この陳情の中にあるのは、日立市の例を挙げてはいますけど、例えばそういう配達員制度みたいなものをつくることによって全世帯配布できる体制だとか、そういったことも考えていかなければいけないんじゃないかというふうには思うんですけれども、その点はいかがですか。

○鈴木（道）委員長 齊藤市長公室長兼広報広聴課長。

○齊藤市長公室長兼広報広聴課長 日立市の例につきましては、新たな取組ということで、またほかの市町村さんでもやっていないようなやり方でしたので、昨年7月に教えていただきに行ってお話を聞いてまいりました。面白い取組だなというふうに思っております、たくさんの方に配布できるような取組ですので、参考にしていきたいというふうに思います。

また、ほかの市町村さん、自治会配布をしている市町村さんは非常に多くて、県内でも三十

数市町村さんが自治会配布をしているということで、私どもと同じような境遇といたしますか、状況になっているのかなというふうに思いますので、そういったところのほかの取組もあるかと思しますので、そういったものも参考にして、今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○鈴木（道）委員長 ほかにご意見ございますか。宇田委員。

○宇田委員 改めて確認したいんですが、先ほども課長のほうで市から情報を届けるのは責務であるというようなこともおっしゃったんですけども、改めて、この陳情書の中にも書かれているんですけども、市からの情報を受け取ることは住民の権利であり、市の責務であるという、まずその前提に立っているということによろしいのでしょうか。

○鈴木（道）委員長 齊藤市長公室長兼広報広聴課長。

○齊藤市長公室長兼広報広聴課長 市から情報をお届けするのは当然市がやらなければならないことですので、そういう立場にいるというふうに考えております。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 その前提に立っているということが確認できた上で、この陳情者の方ももう長年思いを、全戸配布が必要なんだということを言っても改善されないということで、今回、陳情書という形を出しているわけですけども、そのことについて、長年改善されない、一方ではデジタルの進展によってSNSとか努力はしているんですけども、でも、全世帯に配布という、全市民が情報を知るところまでいっていないということに対してどのようにお考えか伺います。

○鈴木（道）委員長 齊藤市長公室長兼広報広聴課長。

○齊藤市長公室長兼広報広聴課長 全員の方に市報なりそういったもので、あるいはデジタルで読んでいただくというのを今は取り組んでいくというふうな時代であるというふうに思います。紙で読みたい方には紙で読んでいただくのが広報だと思いますし、若い方なんかはもう紙要らないというような意見も私どものほうにも届いている部分もございますので、そういったものをミックスしながら対応していきたいというふうに考えております。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 本当にいろんなやり方でいいと思うんですけども、とにかく全市民の方が情報を受け取ることができるということを早急に検討していただきたいと、それはもう責務であるという立場に立っているということなので、ぜひお願いしたいというふうに思っているんです。これはできそうだとかできなさそうだとしたことじゃなくて、もうやらなければならないことだということで取り組んでいただきたい。ここでは市報と防災マップというふうにあるんですが、市報はもう2週間に1度次々情報が更新されていく情報でありまして、防災マップのほうは一度出せば改訂版が出るまで1年とか2年とかそのもので使っていけるということなので、配布体制というのは当然違ってくるだろうというふうに思っておりますので、それぞれに適した、特に重要なのは、2週間に1度出される市の情報を全ての市民に知らせるということはおもう早急に検討していただきたいというふうに思いますけれども、もう一度、早急という点で

お考えを伺います。

○鈴木（道）委員長 齊藤市長公室長兼広報広聴課長。

○齊藤市長公室長兼広報広聴課長 先ほど申し上げたとおり、紙ベースであるとかデジタルとか、その普及の仕方というのも、特にデジタルについては、若い方なんかはどんどん進めているし、高齢の方にも進んできておりますので、なかなか早急にというのが、その確認を取るのがちょっと難しいかなと思うんですけれども、そういったものの取組はどんどん遅滞なく進めていきたいというふうに考えております。

○鈴木（道）委員長 薄井委員。

○薄井委員 今回の陳情につきましては、この趣旨と心情については十分理解できる内容であります。その中で、取組の努力はもちろん考える中で、様々な課題も多くあるということもある状況から、現在の状況などを十分にさらに把握をして、引き続き調査をしながら慎重に今回審査を進めるべきというふうに考えますので、今回は継続でお願いしたいというふうに思います。

○鈴木（道）委員長 ただいま継続審査をしたいという内容のご意見がございました。
暫時休憩します。

午前11時38分 休憩

午前11時39分 再開

○鈴木（道）委員長 それでは、再開いたします。

ただいま継続調査という意見がございました。

本件は慎重審査をする必要がありますので、閉会中の継続審査とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 異議なしと認め、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

また、執行部のほうには、先ほど各委員からデータ等に対する意見や事例等に対する要求がありました。ぜひ次回の審査の際までに準備していただきますようお願いを申し上げます。

以上で請願・陳情の審査を終了します。

執行部は退席していただいて結構です。傍聴者もこちらにて退席を願います。

（執行部・傍聴者退席）

○鈴木（道）委員長 それでは、次に協議に移ります。

初めに、委員会の行政調査、視察について協議をしたいと思います。

令和5年度の委員会の行政視察の実施については、実施する方向にしたいと思います。皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 それでは、異議なしと認め、委員会の行政調査を実施することに決定しました。

それでは、行政調査における日程、案件等について協議したいと思いますが、日程につきましては、6月定例会までの間となりますと期間が限られておりまして、大まかな議会の日程等を確認したところ、5月22日から5月26日の間で現在調整をしたいと考えております。こちらの日程にていかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 ありがとうございます。また、案件等についてももしご意見があれば伺いたいと思います。薄井委員。

○薄井委員 案件につきましては、正副一任でお願いしたいと思います。

○鈴木（道）委員長 それでは、ただいま正副一任というご意見がありましたが、一任ということでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 ありがとうございます。それでは、案件を精査の上、先方と調整しまして、決定次第、予定通知にてご連絡をいたします。よろしくお願いたします。

次に、閉会中の所管事務調査について協議をしたいと思います。

6月定例会までに行う所管事務調査について皆様のご意見をいただきたいと思います。ただ、今回、現行、日程がかなりタイトな状態です、この辺も含めてなんです、いかがでしょうか。薄井委員。

○薄井委員 今回も正副一任でお願いできたらというふうに思います。

○鈴木（道）委員長 分かりました。

それでは、開催も含めて、ちょっと視察の日程の都合上、あと皆様の議会日程の都合上、考えながら検討したいと思います。開催する場合は、予定通知にて連絡をいたします。よろしくお願いたします。

次に、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

継続調査申出書（案）を配付します。

（資料配付）

○鈴木（道）委員長 閉会中の継続調査申出について、事務局職員に説明をさせます。佐藤主幹。

○佐藤主幹 それでは、閉会中の継続調査申出書（案）についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、本会議最終日に委員会から継続調査の申出をするものでございます。

案件といたしましては、企画行政について、行財政改革について、税務行政について、市民生活行政についてということで、総務生活委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。

委員の皆様のご了解が得られれば、このような形で提出したいと思います。

説明は以上でございます。

○鈴木（道）委員長 ただいま説明のありました閉会中の継続調査申出につきまして、何かご

意見等はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木(道)委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木(道)委員長 異議なしと認め、以上のように閉会中の継続調査申出を本会議最終日に提出します。

次に、その他に入ります。何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木(道)委員長 それでは、なければ、私から委員会活動についてお諮りしたい件があります。

当総務生活委員会では、ひたちなか地区について所管しておりますが、東海村議会で、ひたちなか地区を所管する総務委員会と議長を交えて2年に1度程度、合同で研修会を実施しているところがございます。

今までの経緯からしますと、今年は当委員会が研修会を開催する年に当たるため、総務生活委員会協議会としての位置づけで東海村議会総務委員会との合同研修会を実施したいと考えております。

研修会日程につきましては、例年どおり7月下旬頃に開催をしたいと考えております。

案件については、ひたちなか地区に関するもので、先方の最近の活動状況も含めて検討させていただきたいと思っております。

また、研修会終了後には、両委員会の委員長、委員及び議長との意見交換会を実施したいと考えております。

以上のように合同研修会を実施したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木(道)委員長 それでは、合同研修会を実施する方向で調整していきたいと思っております。

具体的な日程と案件につきましては、正副委員長にお任せいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木(道)委員長 それでは、当委員会での日程の候補を決定した上で、東海村議会総務委員会と調整していきたいと思っておりますので、皆様よろしく申し上げます。

現行、事前に申し上げますが、例年どおりですと、7月24日から7月26日の間というのが例年行うものとなっております。一応この辺りが候補日となりますので、皆様よろしく申し上げます。調整が調い次第、予定通知にてご連絡をいたしますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもちまして総務生活委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時47分 閉会